

第二次山口市エコフレンドリーオフィスプラン

改定版

(地球温暖化対策実行計画 (事務事業編))



COOL CHOICE
キャラクター
「選ぶー」

令和5年(2023年)3月

山口市

第1章 計画の基本的事項

1 背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象範囲等	3

第2章 温室効果ガス排出量の現況

1 前計画の概要	4
2 前計画における目標の達成状況	4
3 本計画の概要	5
4 本計画における目標の達成状況(令和3年度(2021年度)分)	5
5 これまでの取組の総括	6

第3章 計画の目標

1 環境方針	7
2 取組目標	7
(1)温室効果ガス排出量の削減目標について	7
3 目標達成のための具体的な取組	9
(1)省エネルギー等の推進	9
(2)再生可能エネルギー等導入用推進	12
(3)脱炭素なまちづくりの推進	12

第4章 計画の推進

1 推進体制	13
2 計画のマネジメント	14
(1)PDCA マネジメントサイクルによる取組	14
(2)職員研修	15
(3)環境法令の遵守	15
3 取組内容の広報	15

1. 背景

私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こす要因となっています。

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても、平均気温の上昇、豪雨・台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、重要な環境問題となっています。

こうした中、平成27年(2015年)に、多くの国々が地球温暖化対策に取り組むための国際的枠組みとして、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2.0℃以内にとどめるとともに、上昇を1.5℃に抑える努力を迫ることを掲げた「パリ協定」が採択されました。

平成28年(2016年)に、我が国は、令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で26%削減するとの中長期目標を掲げ、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)及び地球温暖化対策計画(平成28年(2016年)5月13日閣議決定)により、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進に取り組まれてきました。また、令和2年(2020年)10月には、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。

本市においては、平成28年(2016年)12月にエコフレンドリーオフィスプラン(山口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)。以下「前計画」という。)(計画期間:平成29(2017)～令和2年度(2020年度))を、令和3年(2021年)3月に第二次山口市エコフレンドリーオフィスプラン(地球温暖化対策実行計画(事務事業編)。以下「本計画」という。)を策定し、自らの事務事業における温室効果ガス排出量の削減等に取り組んできました。

本計画の策定後、我が国においては、令和3年(2021年)4月、カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、令和12年度(2030年度)の温室効果ガス削減目標を平成25年度(2013年度)比46%削減すること、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表され、同年10月、地球温暖化対策計画の改定が行われました。

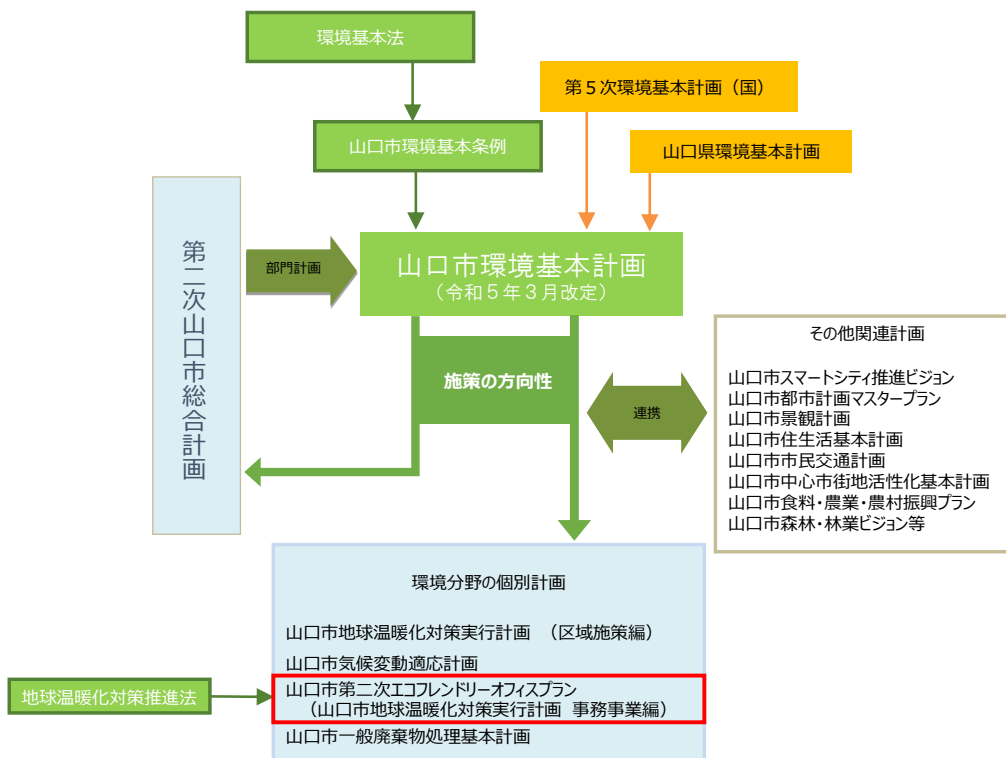
本市においても、こうした国の動きに呼応し、令和3年(2021年)12月に「山口市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者と市が相互に連携し、令和32年(2050年)の脱炭素社会の実現に向けて、地域脱炭素に積極的に取り組む決意を表明しました。また、令和5年(2023年)3月には山口市環境基本計画及び山口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を改定し、令和9年度(2027年度)の市域における温室効果ガス削減目標を従来の平成25年度(2013年度)比20.4%から、41.5%削減へと引き上げました。

こうしたことから、本計画についても、国の地球温暖化対策計画、山口市環境基本計画及び山口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)との整合性を踏まえ、新たな目標設定や目標達成に向けた具体的な取組を掲げるための改定を行います。本市においては、2050年ゼロカーボンシティ実現に向け、市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量の削減をはじめ、環境に配慮した行動に率先して取り組むことにより、今後も引き続き、環境への負荷を可能な限り低減していきます。併せて、取組成果を市民、事業者等に対して広くPR、周知することにより、地球温暖化防止に向けた機運の醸成や具体的な行動の促進を図っていきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、山口市環境基本条例、山口市環境基本計画及び山口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制に係る対策を具体的に実行するための計画として策定するものです。

図1-1 計画の位置付け



3. 計画の期間

山口市環境基本計画及び山口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と整合を図るため、本計画の目標年度は令和9年度(2027年度)に設定するものとし、計画期間は令和3年度(2021年度)から令和9年度(2027年度)までとします。また、基準年度は、国の地球温暖化対策計画を準用して、平成25年度(2013年度)とします。

なお、本計画の進捗状況や社会情勢の変化、技術の進捗等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画の対象範囲等

本計画では、市の全ての職員、事務事業(委託事務を除く)及び施設を対象とします。なお、委託、工事発注業務等の事務事業に対しても、可能な範囲で計画に沿った対応を要請するものとします。

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている7種類のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンとします。なお、非エネルギー起源CO₂については、山口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において対象とし、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素については、市の事務事業において排出される可能性が極めて低いものでありますが、排出の実態が把握された場合には、随時算定するものとします。

表1-2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	排出源となる主な活動	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	電気、燃料(ガソリン・ガス・軽油・灯油・重油)の使用	1
メタン(CH ₄)	公用車の走行	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	公用車の走行	298
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	公用車のカーエアコンの使用	1,430

【参考】温室効果ガスの排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、活動量(電気、燃料の使用量等)をもとに、国が示す「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)・(算定手法編)」に基づき、次の数式により算出します。

$$\text{温室効果ガス排出量(t-CO}_2\text{)} = \text{活動量} \times \text{温室効果ガス排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

第2章 温室効果ガス排出量の現況

1. 前計画の概要

平成28年度(2016年度)策定の前計画においては、平成23年度(2011年度)を基準年度として、平成29年度(2017年度)から令和2年度(2020年度)までに、温室効果ガスの総排出量を9%以上削減することを目標として取り組みました。

削減の対象とする温室効果ガスは、表2-2のとおりです。

表2-1 前計画の削減目標

年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
基準年度(H23(2011)年度)からの削減目標	7%以上削減	7%以上削減	8%以上削減	9%以上削減

表2-2 前計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	排出源となる主な活動
二酸化炭素(CO ₂)	電気、燃料(ガソリン・ガス・軽油・灯油・重油)の使用
メタン(CH ₄)	公用車の走行
一酸化二窒素(N ₂ O)	公用車の走行

2. 前計画における目標の達成状況

平成29年度(2017年度)から令和2年度(2020年度)までにおける温室効果ガス排出量の推移については、表2-3のとおりです。

令和2年度(2020年度)の総排出量は、平成23年度(2011年度)比で11.5%の削減となり、目標とする9%以上の削減を達成しています。温室効果ガス排出量において、大きな割合を占める電気の使用に伴う排出量は基準年度比10.1%減、燃料の使用に伴う排出量は基準年度比19.0%減、公用車の燃料の使用に伴う排出量は13.5%減、公用車の走行に伴う排出量は11.3%減となっています。

表2-3 温室効果ガス排出量の推移

(単位:t-CO₂)

排出要因	年度	H23年度 (2011年度) [基準年度]	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
エネルギー起源CO ₂		31,722.3	29,311.6 (▲7.6%)	28,120.7 (▲11.4%)	27,750.4 (▲12.5%)	28,079.5 (▲11.5%)
電気の使用		26,112.1	24,369.0 (▲6.7%)	23,403.3 (▲10.4%)	23,454.6 (▲10.2%)	23,468.3 (▲10.1%)
燃料の使用		4,406.3	3,855.8 (▲12.5%)	3,604.6 (▲18.2%)	3,203.5 (▲27.3%)	3,569.8 (▲19.0%)
公用車の燃料の使用		1,203.9	1,086.8 (▲9.7%)	1,112.8 (▲7.6%)	1,092.3 (▲9.3%)	1,041.4 (▲13.5%)
エネルギー起源CO ₂ 以外		30.2	28.6 (▲5.2%)	28.9 (▲4.4%)	28.9 (▲4.3%)	26.8 (▲11.3%)
公用車の走行		30.2	28.6 (▲5.2%)	28.9 (▲4.4%)	28.9 (▲4.3%)	26.8 (▲11.3%)
総排出量		31,752.5	29,340.2 (▲7.6%)	28,149.6 (▲11.3%)	27,779.3 (▲12.5%)	28,106.3 (▲11.5%)

エネルギー起源CO₂:電気や燃料の使用によるものです。

エネルギー起源CO₂以外:公用車の走行距離によるものをCO₂排出量に換算したものです。

※表中の数値は、端数処理により増減率等が一致しない場合があります。

※温室効果ガス排出係数は、策定当時のものを固定して使用しています。

3. 本計画の概要

前計画の計画期間終了に伴い、令和3年度(2021年度)に策定した本計画においては、平成25年度(2013年度)を基準年度として、令和9年度(2027年度)までに温室効果ガスの総排出量を40%以上削減することを目標として取り組んできました。なお、令和5年度(2023年度)以降の削減目標については、今回の改定により見直しを行います。

表2-4 本計画の削減目標

年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度
基準年度(H25(2013)年度)からの削減目標	23%以上削減	25%以上削減

4. 本計画における目標の達成状況(令和3年度(2021年度)分)

令和3年度(2021年度)の温室効果ガス総排出量については、平成25年度(2013年度)を基準年度として25.5%の削減となり、目標とする23%以上の削減を達成しています。電気の使用に伴う排出量は基準年度比29.1%減、燃料の使用に伴う排出量は0.3%減、公用車の燃料の使用に伴う排出量は10.4%減、公用車の走行に伴う排出量は1.4%減、公用車のカーエアコンの使用に伴う排出量は2.1%減となっています。

表2-5 令和3年度(2021年度)の温室効果ガス総排出量と目標達成状況

(単位:t-CO₂)

年度 排出要因	H25年度 (2013年度) 【基準年度】	R3年度 (2021年度)
エネルギー起源CO ₂	38,847.5	28,936.1 (▲25.5%)
電気の使用	33,536.4	23,762.8 (▲29.1%)
燃料の使用	4,096.7	4,085.4 (▲0.3%)
公用車の燃料の使用	1,214.4	1,087.9 (▲10.4%)
エネルギー起源CO ₂ 以外	38.1	37.5 (▲1.6%)
公用車の走行	28.5	28.1 (▲1.4%)
公用車のカーエアコンの使用	9.6	9.4 (▲2.1%)
総排出量	38,885.6	28,973.6 (▲25.5%)

エネルギー起源 CO₂:電気や燃料の使用によるものです。

エネルギー起源 CO₂以外:公用車の走行距離によるものを CO₂ 排出量に換算したものです。

※表中の数値は、端数処理により増減率等が一致しない場合があります。

5. これまでの取組の総括

前計画及び本計画(令和3年度(2021年度))では、環境方針である「①地球温暖化対策に全職域で取り組む」「②エコオフィスを徹底する」「③環境に配慮した事務事業の推進に努める」の3つの方針を基に、市施設における再生可能エネルギー設備等の導入や照明のLED化等の省エネルギー機器の導入推進等を行いました。また、各所属における空調機器の適温管理、緑のカーテンの設置や夏の軽装、エコドライブ等の取組も定着してきました。

令和2年度(2020年度)以降は、学校施設における空調設備の本格的な稼働や市で新たに管理する施設の追加、新型コロナウイルス感染症対策に伴う施設使用や公用車の利用減少などが電力及び燃料使用量に影響していると考えられますが、前述の市施設等に関する取組(ハード面)と、日常の事務事業に関する取組(ソフト面)の両面を着実に実行することで、使用量自体を極力抑え、温室効果ガス排出量の削減目標の達成ができました。

第3章 計画の目標

1. 環境方針

市は、2050年ゼロカーボンシティ実現を目指し、市内の一事業者として、自らの事務事業においても温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組み、他の事業者を牽引していくため、山口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、次の3つの環境方針を定め、同方針に基づく事務事業の推進に努めます。

(1)省エネルギー等の推進

日々の事業活動におけるエコな取組の実践

環境に優しい移動手段の選択

省エネ設備・機器等の導入推進

(2)再生可能エネルギー等の導入推進

再生可能エネルギー等利用設備の導入推進

(3)脱炭素なまちづくりの推進

地域脱炭素の取組の推進

2. 取組目標

(1)温室効果ガス排出量の削減目標について

国の地球温暖化対策計画では、市が該当する「業務その他部門」は、エネルギー起源CO₂排出量を、平成25年度(2013年度)比で令和12年度(2030年度)までに約51%削減することを示しています。

改定後の本計画では、こうした国の削減目標や令和5年(2023年)3月改定の山口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)との整合を図り、対象とする温室効果ガス排出量を、令和9年度(2027年度)までに、平成25年度(2013年度)比で45%以上削減することとし、令和12年度(2030年度)までに54%以上削減することを目指します。

令和9年度(2027年度)までの各年度における削減目標を表3-1、温室効果ガス排出量の削減目標数値を表3-3のとおり設定します。エネルギー起源CO₂のうち電気の使用に伴う排出量は、電気事業者のCO₂排出係数の低減、新本庁舎等の公共施設への廃棄物発電の電力供給により削減が見込まれますが、一方で、新たな市施設の建設等により、電気及び燃料の使用量が増加することも予測されます。

本計画に掲げた高い目標の達成には、平成25年度(2013年度)比で電気の使用について51%以上、公用車の燃料の使用について26%以上、エネルギー起源CO₂以外について14%以上の温室効果ガス排出量を削減する必要があります。これまでの取組に加え、廃棄物発電の余剰電力の有効活用や再生可能エネルギー利用設備、省エネ設備・機器の積極的な導入を進めるなど、全職域・全職員が一体となって、より一層、取組の強化を図ることが重要となります。

表3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

年度	R5(2023)年度	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度	R9(2027)年度	R12(2030)年度
削減目標	28%以上削減	31%以上削減	35%以上削減	39%以上削減	45%以上削減	54%以上削減

本計画の最終年度

参考

図3-2 温室効果ガス排出量の削減実績と削減目標

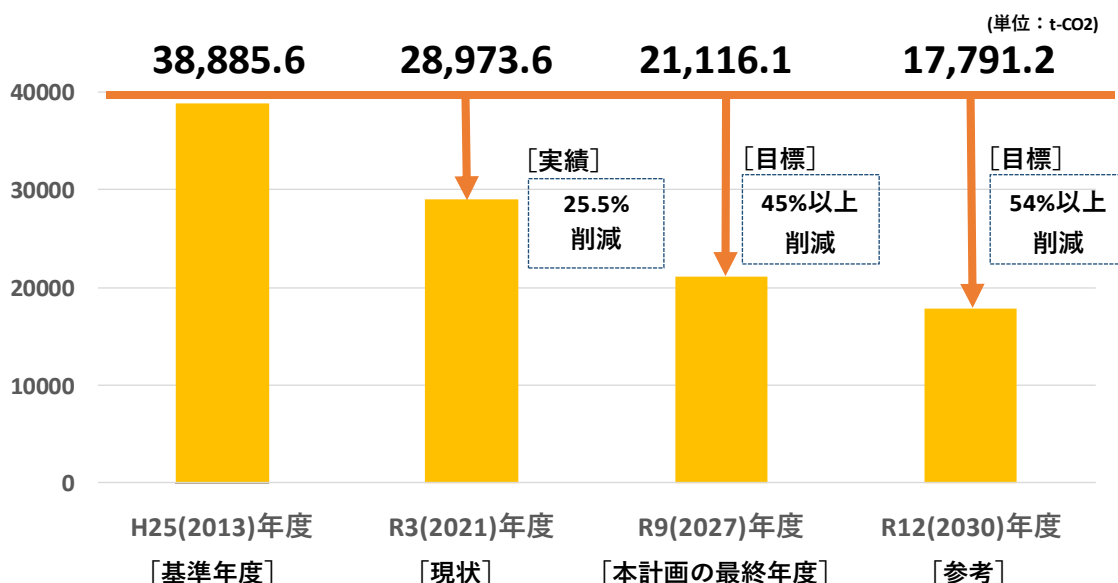


表3-3 温室効果ガス排出量の削減目標数値

(単位：t-CO₂)

年度	H25年度 (2013年度) [基準年度]	R3年度 (2021年度) [現状]	R9年度 (2027年度) [目標年度]	R12年度 (2030年度) [参考]
エネルギー起源CO₂	38,847.5	28,936.1 (▲25.5%)	21,083.4 (▲45.7%)	17,761.5 (▲54.3%)
電気の使用	33,536.4	23,762.8 (▲29.1%)	16,123.0 (▲51.9%)	12,840.1 (▲61.7%)
燃料の使用	4,096.7	4,085.4 (▲0.3%)	4,072.2 (▲0.6%)	4,065.6 (▲0.8%)
公用車の燃料の使用	1,214.4	1,087.9 (▲10.4%)	888.2 (▲26.9%)	855.8 (▲29.5%)
エネルギー起源CO₂以外	38.1	37.5 (▲1.6%)	32.7 (▲14.2%)	29.7 (▲22.0%)
公用車の走行	28.5	28.1 (▲1.4%)	23.5 (▲17.5%)	20.5 (▲28.1%)
公用車のカーエアコンの使用	9.6	9.4 (▲2.1%)	9.2 (▲4.2%)	9.2 (▲4.2%)
総排出量	38,885.6	28,973.6 (▲25.5%)	21,116.1 (▲45.7%)	17,791.2 (▲54.2%)

エネルギー起源 CO₂:電気や燃料の使用によるものです。

エネルギー起源 CO₂ 以外:公用車の走行距離、公用車のカーエアコンの台数によるものを CO₂ 排出量に換算したものです。

※表中の数値は、端数処理により増減率等が一致しない場合があります。

3. 目標達成のための具体的な取組

環境方針に基づく事務事業を推進するため、下記のとおり具体的な取組を進めていきます。

なお、重点項目については特に大きな効果が期待できることから、各所属の重点取組項目とするなど、積極的に取り組みます。

(1) 省エネルギー等の推進

(1)－①日々の事業活動におけるエコな取組の実践

日々の事業活動を見直し、エネルギー消費の削減(省エネルギー)等に取り組みます。

1 デジタル化の推進

- 重点** ・デジタル化による業務の効率化を進め、業務時間の短縮を図ります。
- 重点** ・ペーパーレスを推進し、紙資源の使用量を削減するとともに、保管スペースを削減し、整然としたオフィスを目指します。
- 重点** ・会議や研修等の開催に当たっては、WEBの活用を進めるとともに、電子化された資料を共有します。
- 重点** ・決裁は電子によりがたいものを除き、原則電子で行います。

2 照明・空調機器使用の削減、燃料使用量の抑制

- 重点** ・省エネルギー診断の結果に基づく照明や空調などのメンテナンスや運用方法の改善を行い、エネルギー消費量の削減を図ります。
- 重点** ・空調機器の適温管理や、フィルターの清掃等の保守管理を徹底します。また、ブラインドやカーテン等を利用した適切な遮光・断熱を行い、効率的に冷暖房を使用します。
 - ・緑のカーテンの設置に取り組みます。
 - ・暑さ、寒さ対策のため、クールビズ、ウォームビズを徹底します。
 - ・OA機器等は、事務に支障のない範囲で電源カットを行います。また、スリープモード・スタンバイモードなどの省電力機能を活用します。
 - ・照明は、使用時以外の消灯を徹底します。
 - ・取組の徹底を庁内メール等で定期的に呼びかけます。

3 グリーン購入の推進

- ・山口市グリーン購入の調達方針等に基づき、環境ラベルが表示された製品等の購入に努めます。
- ・OA機器、コピー機、家電製品等の導入・更新時には省エネ型機器を選定します。
- ・ボールペン、蛍光ペンや液体のりなどは詰め替え可能な製品を使用します。
- ・トナーカートリッジは、再生品を使用します。
- ・長期間使用可能な製品を選定、購入します。
- ・庁内備品等リサイクル掲示板を活用します。

4 水道の適正利用

- ・食器洗浄やトイレ利用時等の節水を心掛けます。
- ・節水型機器の導入や、定期的及び冬季の低温時に漏水の点検を行います。
- ・雨水貯水タンクを設置し、植物の水やりや散水に使用します。

5 ごみの排出量の抑制

- 重点** ・エコバッグや水筒(マイボトル)の持参、ペットボトル使用の抑制等の取組を進めます。
- 重点** ・電子化によるペーパーレスや裏面活用により、紙使用量を削減します。
 - ・3Rを推進し、事務室のごみの分別及びごみ排出量の削減の徹底を図ります。
 - ・庁内備品等リサイクル掲示板を活用します。(再掲)
 - ・庁内の通送には、使用済み封筒を再利用します。
 - ・パンフレット、チラシは最低限必要な部数を作成します。

6 イベント等の環境への配慮

- 重点** ・環境に配慮したイベント(エコイベント)開催方針に基づき、ごみ排出量の削減やエネルギー使用量の低減化を図るとともに、環境配慮の普及啓発に努めます。
 - ・市が主催するイベント等について、参加者に対して公共交通の利用促進に努めます。
 - ・ウォーターサーバーやリユース食器、紙製ストロー、エコバッグなどを積極的に利用します。
 - ・委託する際には、環境に配慮した取組への協力要請を行います。

7 職員の環境保全意識の向上

- 重点** ・職員研修の実施により、環境負荷の低減や地球温暖化問題への理解を促進し、事務事業の実施における環境配慮を推進するとともに、職員一人ひとりがライフスタイルを転換し、身近な行動を実践します。
 - ・職員の理解を深めるために、本計画の取組の周知を図り、進捗状況や環境問題等に関する情報提供を行います。また、各職場において、朝礼等により情報の共有を図ります。
 - ・環境に関する研修やシンポジウム、講演会、ボランティア等への参加を奨励します。
 - ・地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE[※]」の取組を率先実行します。

※COOL CHOICE

地球温暖化対策のための国民運動です。省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、また、快適な暮らしにもつながる、あらゆる賢い選択をしていこうという取組です。会議でのマイボトルの使用や、エコドライブなど、職員一人ひとりがCOOL CHOICEに取り組む意識を持ち、率先実行することで、市民、事業者の自主的な取組の促進を図ります。



(1)－②環境に優しい移動手段の選択

自動車から自転車への乗り換え、EV(電気自動車・プラグインハイブリッド車)などの、環境に優しい移動手段の選択を推進します。

1 環境に優しい自動車の導入・活用

- 重点** ・公用車の更新の際には、EVを始めとする環境に優しい自動車の導入に努めます。
- ・市が主催するイベント等について、電力供給の際はEVの活用を進めます。

2 公用車等の適正な運用

- ・近距離の移動は、可能な限り自転車、徒歩で移動します。
- ・エコドライブを心がけ、急発進、急停止は行いません。また、駐停車の際にはアイドリングストップを励行します。
- ・タイヤの空気圧など、エコドライブに必要な日常点検を行います。また、毎月の走行距離、燃料消費量を記録し、適正運行に利用します。
- ・不要な荷物は積載しません。
- ・カーシェアリングの利用を検討し、公用車の所有台数の見直しを行います。

3 エコ通勤・ノーマイカーデーの実施

- ・公共交通機関の利用や自転車、相乗りなど、環境負荷の低減につながる通勤手段の選択を心掛けます。
- ・ノーマイカーデーの実施など、ノーマイカー運動を推進します。

(1)－③省エネ設備・機器等の導入推進

エネルギー利用効率の高い機器の導入を推進するとともに、BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)等の機器の活用によるエネルギー使用量の「見える化」を進め、エネルギー消費量の削減に努めます。

1 省エネ設備・機器の導入

- 重点** ・市施設の建設、改修等に当たっては、LED照明や省エネ型空調機器など高効率機器を選定するとともに、保水性舗装や高反射塗装、屋外緑化などに努めます。
- 重点** ・BEMSを導入するなど、市公共施設のエネルギー消費量を見える化し、エネルギーの節約に努めます。
- ・市施設の新築や改築の際は、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の実現を目指し、導入の検討を進めます。
- ・OA機器、コピー機、家電製品等の導入・更新時には省エネ型機器を選定します。(再掲)

(2) 再生可能エネルギー等の導入推進

(2)－①再生可能エネルギー等利用設備の導入推進

市公共施設への再生可能エネルギー等利用設備の導入を推進します。

1 再生可能エネルギー等の導入

- 重点 ・市施設の建設、改修等に当たっては、太陽光発電設備や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー利用設備や蓄電池等の最大限の導入に努めます。
- 重点 ・庁舎や地域交流センターなどの防災拠点となる施設等への自立・分散型システム(太陽光発電設備や蓄電池、V2Bシステムなど)の導入を推進します。

(3) 脱炭素なまちづくりの推進

(3)－①地域脱炭素の取組の推進

ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進します。

1 電力の地産地消の推進

- 重点 ・市の公共施設において、地域新電力会社が供給する清掃工場の廃棄物発電や市内の太陽光発電など、再生可能エネルギーによる電力の利用を推進します。
- 重点 ・市施設の建設、改修等に当たっては、太陽光発電設備や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー利用設備や蓄電池等の最大限の導入に努めます。(再掲)

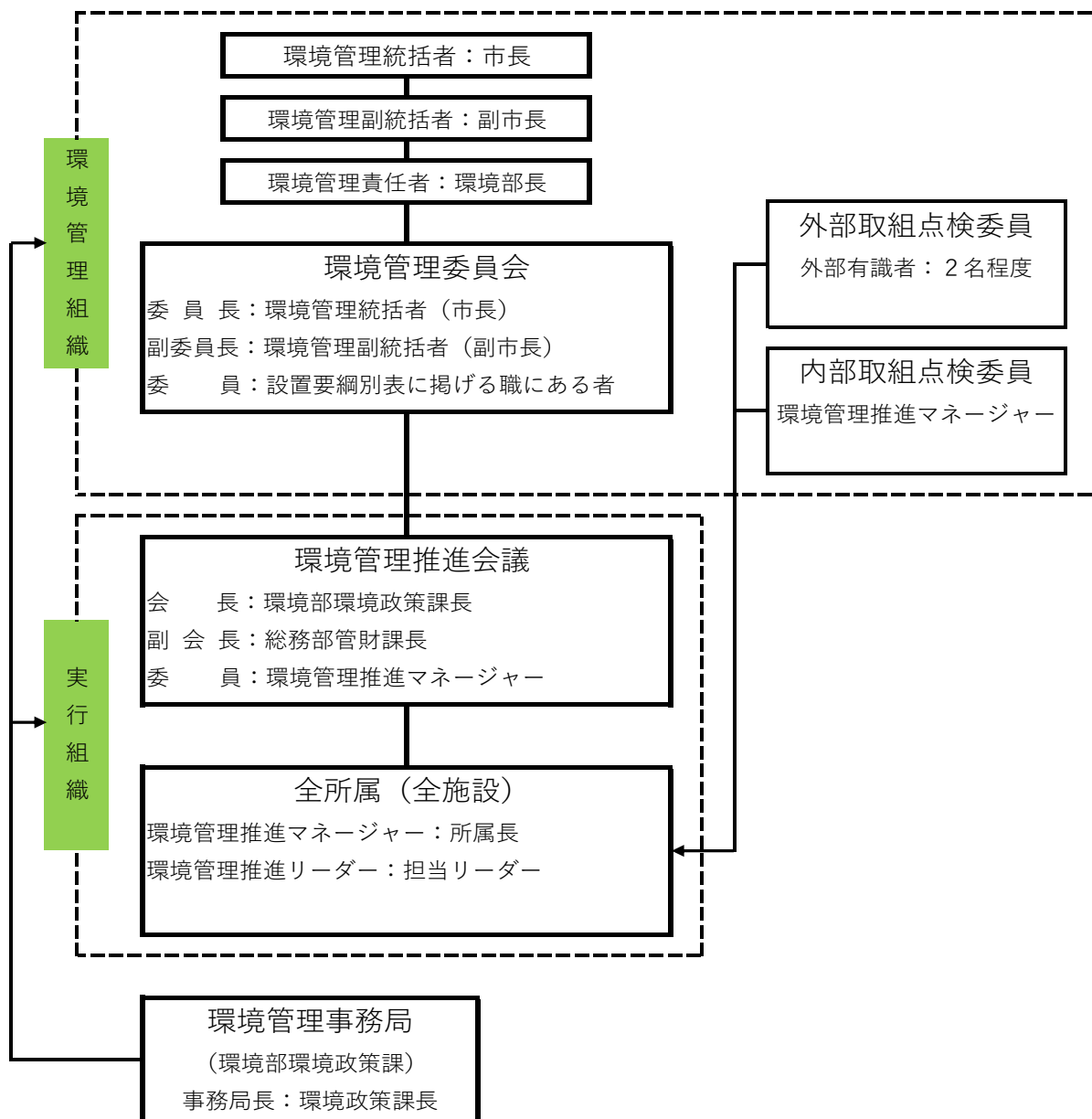
2 温室効果ガスの吸収源の保全、強化

- ・市の公共施設において、木材の利活用を推進するとともに、樹木の植栽など、緑化に努めます。
- ・市有林について、造林、保育、間伐等森林の整備や維持管理を行います。
- ・緑のカーテンの設置に取り組みます。(再掲)

1. 推進体制

本計画では、山口市環境管理委員会(以下「委員会」という。)を最高決定機関と位置づけ、全庁的な取組を計画的に推進していくこととします。また、定期的に計画の進捗状況を把握するとともに、計画の点検・評価を行い、必要に応じて事業の取組や目標の見直しを行います。

図4-1 推進体制フロー



2. 計画のマネジメント

(1)PDCA マネジメントサイクルによる取組

①計画(Plan)

本市が行う事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量の削減対策及び推進体制を定めることであり、本計画を指します。

②実行(Do)

本計画に基づき、職員一人ひとりがそれぞれの事務事業を執行する際に重点取組項目を始めとする環境に配慮した取組を行います。

各所属は、取組チェック表において、年度毎に重点取組項目を設定することとします。併せて、電気・燃料使用量等については、管理表により管理します。

なお、取組チェック表及び管理表は、内部取組点検時及び外部取組点検時に確認する資料となります。

③点検・評価(Check)

【内部取組点検】

各所属の環境管理推進マネージャーを内部取組点検委員とし、取組チェック表及び管理表により取組の点検を行い、その結果を環境管理委員会事務局へ報告します。

【外部取組点検】

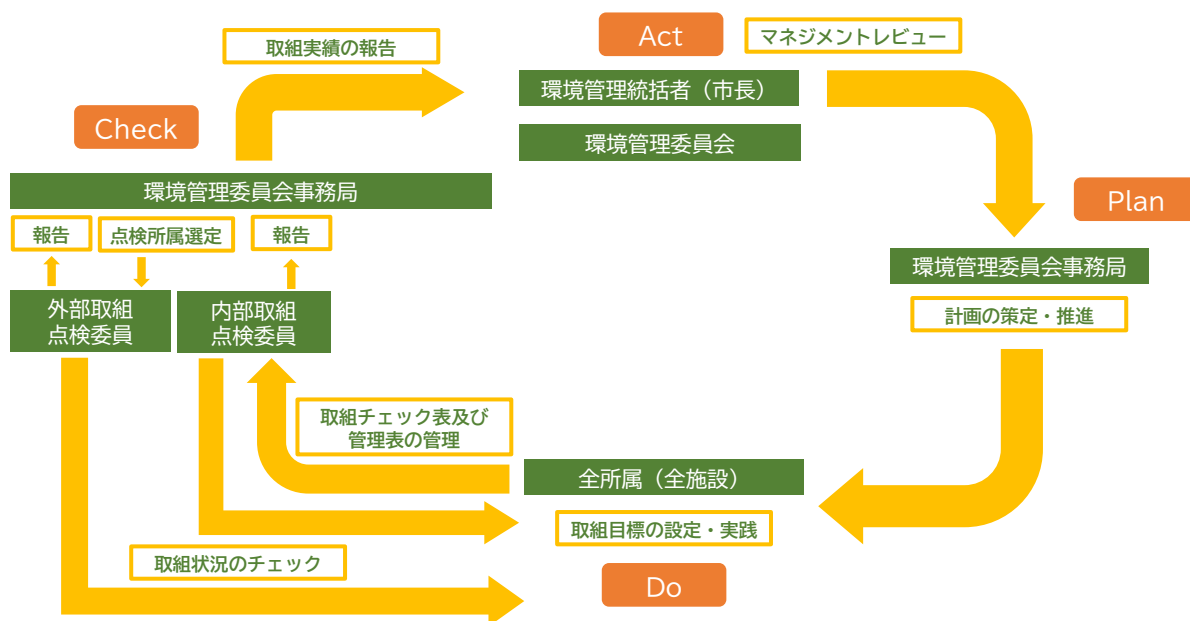
本計画の推進体制及び取組の進捗状況を外部の視点から確認するため、外部有識者を外部取組点検委員に選任し、客観的な評価をいただきます。環境管理委員会事務局が内部取組点検の結果を確認し、取組の改善等が必要と判断した所属に対して実施します。

④見直し(Action)

事務局は取組実績及び取組点検の結果を環境管理統括者に報告し、マネジメントレビューを受け、環境管理委員会に報告するとともに、市報や市ウェブサイト等で市民、事業者に公表します。

また、環境管理統括者からのマネジメントレビューを基に、目標や取組の重大な見直しが必要な場合には、実情に沿った見直しを行います。

図4-2 PDCA マネジメントサイクル



(2) 職員研修

全ての職員が地球温暖化対策の意義を理解し、目標に向かって行動する必要があることから、職責に応じた役割や責任の自覚を養うとともに、取組内容の把握、取組の実践を促すことを目的とした職員研修を年1回以上実施します。

【研修内容】

- ・推進手法の習得、関係法令の概要並びに取組事例などの情報提供
- ・取組実績、マネジメントレビューに基づく次年度の取組についての周知
- ・内部取組点検委員研修(環境管理推進マネージャー対象)

(3) 環境法令の遵守

市役所の事務事業において該当する環境関連法令や条例、規則、規程、要綱、指針、協定については、常に最新の状況を把握し、遵守します。

3. 取組内容の広報

本計画により取りまとめた温室効果ガス排出量の結果は、温対法第21条第10項の規定により公表が義務付けられていることから、取組内容を広報します。

取組結果及び環境管理統括者によるマネジメントレビューは、市報や市ウェブサイト及び毎年発行する環境概要等で公表します。

併せて、温室効果ガス排出量の削減に資するソフト事業や施設建設、改修等の省エネ化や再生可能エネルギーの導入など具体的な成果を取り上げ、市民、事業者への広報を行います。